

市報第21号

横浜市手数料条例の一部改正についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、令和6年10月25日横浜市手数料条例の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年12月6日

横浜市長 山中竹春

横浜市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第51号

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第95号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同条第125号の3及び第125号の5中「第18条第10項」を「第18条第11項」に改め、同条第134号中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、同条第139号の2中「第18条第24項第2号」を「第18条第38項第2号」に改め、同条第139号の5から第139号の7までの規定中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同条第139号の8中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同条第139号の9イ(ア)、第139号の10イ(ア)、第139号の12イ、第139号の14イ、第139号の19イ、第139号の22イ、第139号の27イ及び第139号の30イ中「第18条第10項」を「第18条第11項」に改める

。

附 則

この条例は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 134 号の改正規定（「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

- (7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の改正に関すること。

地方自治法（抜粋）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。